

公益社団法人大阪市シルバー人材センター役員の報酬に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人大阪市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第 28 条の規程に基づき、役員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第 22 条に定める役員をいう。
- (2) 理事長、副理事長及び常務理事とは、定款第 23 条第 2 項の規定により選定された者をいう。
- (3) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とし、週 3 日以上センターに業務に従事する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (5) 報酬等とは、公益認定法第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務の遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 センターは、役員の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 非常勤役員の報酬は日額とする。
- 4 常勤役員をセンターの使用人が兼務し、給与が支給される場合は常勤理事の報酬は支給しない。
- 5 役員（使用人との兼務の場合を除く。）には、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬額の決定)

第 4 条 役員の報酬の額は、別表に定める額とする。

(報酬等の支給日)

第 5 条 報酬等の支給日は、常勤役員については職員給与規程を準用し、非常勤役員については職務執行日とする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

- 2 前項の支給に際して、本人からの申し出に基づき本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公 表)

第 7 条 センターは、この規程をもって、公益認定法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、総会において決定するものとする。

(補 足)

第 9 条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表

区 分	役 員 報 酬 額	適 用 条 件
理 事 長	日額 10,000円	ただし、月額90,000円を超えない
副 理 事 長	日額 10,000円	理事長の執務を代行するとき
	日額 5,000円	上記以外の総会、理事会等への出席のとき
常 勤 役 員	月額200,000円以内	職員を兼務するときは支給しない
上記以外の非常勤役員	日額 5,000円	総会、理事会等への出席のとき